

## 回 答 書

物件番号 [ 1 ]

所在 地	越谷市大字大里字仲田 256 番 10	宅地	4.35 m <sup>2</sup>
	越谷市大字大里字仲田 256 番 12	宅地	22.60 m <sup>2</sup>
	越谷市大字大里字仲田 256 番 14	宅地	111.86 m <sup>2</sup>
	越谷市大字大里字仲田 256 番 24	雑種地	10 m <sup>2</sup>
計 148.81 m <sup>2</sup>			

質 問 事 項	回 答
隣接地 256 番 23 との境界立会不調 理由	境界立会にあたり、複数回土地所有者に通知にて依頼しましたが、返信等が無く、当該土地所有者との境界立会が行えていない状況となっているため、不調となっています。
自治会からの反対の有無。売却理由について。自治会は売却を了解しているか	当該物件を使用していた地元自治会が、別の場所に新しく自治会館を建設したため、当該自治会から市に対し、貸付を解除する申出書が提出されました。これを受け本市では、内部での活用の検討を行いましたが、活用の希望はなく、不用と判断し、当該自治会の了承のもと、公売することに決定しました。
落札者が辞退した場合、2番目の者が新たな落札者となるか	最高価格の入札をした落札者、又は最高価格の入札が2以上あった場合のくじにより決定した落札者から、落札辞退の申出があったときは、次位の者を落札者とします。 ※越谷市契約規則第17条第4項

2社で役員などを兼ねている場合、その2社が本件の入札に参加することはできるか

本市では、公平公正な入札が阻害される恐れがあることから、資本関係又は人的関係のある会社同士が同一の案件に参加することはできません。このような入札が行われた場合は、無効となります。

ただし、役員などを兼ねている2社が入札参加申込を行っている場合において、入札書の提出期限までに、1社が辞退届を提出した場合は、残る1社の入札は有効となります。

参加制限の考え方については、工事の場合と同様になりますので、下記のリンクをご参照ください。

[https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi\\_shisei/jigyosha/nyusatukeiyaku/oshirase/seido\\_kouji/douitsu.html](https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/jigyosha/nyusatukeiyaku/oshirase/seido_kouji/douitsu.html)

※市ホームページより